

みんなで盛り上げよう！！高崎のお店！！

「高崎飲食店応援チケット」取扱店 募集要領

1 「高崎飲食店応援チケット」の配布について

新型コロナウイルス感染症の影響で大変な危機に追い込まれている飲食店を応援するため、お店の常連さんやファンに現金で購入してもらったチケットを配布します。手数料は不要です。

このチケットは、飲食店を応援したいという常連さんやファンの想いと頑張っている飲食店を繋げるためのチケットですので、購入したお店でのみ使えるチケットとなっています。

2 「高崎飲食店応援チケット」について

- (1) 名 称 高崎飲食店応援チケット
- (2) 主 催 みんなで盛り上げよう!!高崎のお店!!実行委員会
- (3) 後 援 高崎商工会議所（事務局）、高崎市、群馬県飲食業生活衛生同業組合高崎支部
- (4) 販売責任者 販売する店舗
- (5) 取扱対象者
 - ① 高崎商工会議所及び市内商工会に加入している店舗
 - ② 群馬県飲食業生活衛生同業組合高崎支部に加入している店舗
 - ③ 高崎食品衛生協会に加入している店舗
 - ④ 高崎観光協会に加入している店舗
 - ⑤ その他、実行委員会が認める店舗
- (6) 取扱枚数 500円券×20枚／1冊
(1店舗あたり100冊（100万円分）まで販売可能)
- (7) 販売方法 取扱店舗がチケットに店舗のスタンプなどを押印し、購入者へ販売する。
- (8) 販売価格 各店舗で1割以上の割引を設定してください。割引の差額は各店舗でのご負担をお願いします。また、チケットの販売については、小分け販売を可とし、3,000円分以上の販売としてください。
(例) 3,000円分のチケットを2,700円で販売（1割引き）
10,000円分のチケットを8,000円で販売（2割引き）
- (9) 販売期間 令和2年5月8日（金）～令和2年12月31日（木）
- (10) 有効期限 令和7年12月31日（水）まで

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品の販売又はサービスの提供等の取引で利用できます。
- (2) チケットを現金化することはできません。
- (3) 商品等の購入金額が額面に満たない場合は、釣銭をだしてください。
- (4) 販売期間を終了したチケットは販売しないで、責任を持って破棄してください。
- (5) 紛失・盗難に対し、実行委員会はその責を負いません。

4 チケットの販売対象にならないもの

原則として、各店舗で提供する商品又はサービスを対象とし、以下のものは対象としません。

- (1) 不動産や金融商品。
- (2) タバコの購入。
- (3) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、切符、印紙、プリペイドカード等、換金性の高い商品の購入。
- (4) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- (5) 国や地方公共団体への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）。
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）。
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。

5 取扱店の参加資格

事業の趣旨に賛同し、高崎市内に店舗等を有する事業者のうち、次の（1）から（6）に該当のない事業者。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの。
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (4) 上記[4チケットの利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。
- (5) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- (6) その他、チケットの発行目的から実行委員会が取扱店舗として不適当と判断した事業者。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びフラッグを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだチケットは、受け取る前に問題ないかを確認してください。店舗の押印が無い等、偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否してください。
- (3) 利用者とのトラブル等が発生した場合は、各店舗において直接解決してください。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記提出先へお持ちください。窓口へお越しいただくことが難しい場合には、郵送又はFAX、インターネットメールで送付してください。チケットのお渡し方法はご相談ください。「取扱店登録申請書」は実行委員会のホームページからダウンロードできる他、窓口で配布します。

(2) 申請書の提出先

- ・ 高崎商工会議所 地域振興課
- ・ 高崎市倉渕商工会
- ・ 高崎市箕郷商工会
- ・ 高崎市群馬商工会
- ・ 高崎市榛名商工会
- ・ 高崎市新町商工会
- ・ 高崎市吉井商工会
- ・ 高崎観光協会
- ・ 高崎市 商工観光部 産業政策課

※連絡先などの詳細は別紙「申請書提出先一覧」を参照。

(3) 申請期間

令和2年5月8日（金）から令和2年12月18日（金）必着

(4) 申請後の承認及びチケットの交付

申請窓口での審査・承認後、「高崎飲食店応援チケット」及び「ポスター及びフラッグ」を手交します。

(5) その他

複数の店舗が含まれる商業施設等の一括申し込みはできません。テナント毎に申請してください。

8 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、取扱店の承認を取り消す場合があります。

9 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、高崎商工会議所地域振興課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、実行委員会のホームページにより随時広報します。
- (3) 令和2年12月末において、各店舗での販売価格及び販売した枚数を高崎商工会議所地域振興課に報告してください。
- (4) 倒産・廃業などの理由によりチケットが使用できなくなった場合には、販売したチケットの金額を請求する場合があります。